

聖籠町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第一号

聖籠町教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 聖籠町教育委員会事務局組織規則(平成十八年教委規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「学校教育課」を「子ども教育課」に改める。

第三条の表学校教育課の項を次のように改める。

子ども教育課

学校支援係

第三条の表二十三その他学校教育に関すること。の項の次に次のように加える。

子ども・子育て支援係

一 児童、母子及び父子福祉に関すること。(保健福祉課の所管に係るものを除く。)

二 児童手当に関すること。

三 ひとり親家庭等の児童扶養手当に関すること。

四 障がい児福祉に関すること。(保健福祉課の所管に係るものを除く。)

五 保育所に関すること。

六 児童館に関すること。

七 児童広場及び児童遊園に関すること。

八 子ども・子育て支援計画に関すること

九 児童クラブに関すること。

十 子ども家庭相談に関すること。

十一 聖籠こども園の職員の任免、分限及び懲戒に関すること。

（聖籠町教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部改正）

第二条 聖籠町教育委員会教育長の職務代理者を定める規則（平成二十年教委規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

（聖籠町教育委員会公印規則の一部改正）

第三条 聖籠町教育委員会公印規則の一部を改正する規則（昭和五十七年教委規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改め、同条第二号中「学校委員課長」を「子ども教育課長」に改め、同条第三号中「学校教育課長」を「子ども教育課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。